

官報

昭和四十九年六月三日

第七十二回 参議院會議録第二十五号

昭和四十九年六月三日(月曜日)
午後九時三十四分開議

○議事日程 第二十六号

昭和四十九年六月三日

午前十時開議

- 第一 内閣法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第二 国土総合開発庁設置法案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)
- 第三 公害紛争処理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)
- 第五 電源開発促進税法(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 物価抑制等国民生活の安定に関する請願
- 第八 物資の適正確保と価格の安定に関する請願
- 第九 生活必需品物資の確保と価格の安定に関する請願
- 第一〇 各種物価と公共料金の値上げ抑制緊急対策強化に関する請願
- 第一一 生活関連物資の異常事態の緊急対策に関する請願(三件)
- 第一二 大資本の生活必需品への投機の抑止等

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

国民生活の安定に関する請願(八件)
第一三 物価高、物不足から暮らしを守る緊急対策に関する請願(五件)

第一四 インフレ反対・物価抑制に関する請願(十件)

第一五 高物価・物資不足による生活不安打開のための緊急対策に関する請願

第一六 物価の安定に関する請願

第一七 大資本の生活必需品への投機、買占めの抑止等国民生活の安定に関する請願(二件)

第一八 生活必需品物資の価格の大幅引下げ等に関する請願(二件)

第一九 国鉄運賃等公共料金の値上げ反対等に関する請願

第二〇 大企業の製品原価の公開、物価引下げ、公共料金値上げ反対に関する請願(十件)

第二一 インフレ打破、高物価引下げ等に関する請願(五件)

第二二 物価引下げ、公共料金の値上げ反対等に関する請願

第二三 原油スラッジ等油による海洋汚染防止対策の確立に関する請願

第二四 公害監視測定器材整備費に対する国庫補助率の引上げ等に関する請願

第二五 公害による集団移転実施に関する請願

第二六 水俣病認定申請者の認定業務促進等に関する請願

第二七 自然保護のため山梨県自然公園道路計画の中止に関する請願(七件)

国家公務員等の任命に関する件 内閣法の一部を改正する法律案外一件

第二八 ビーナスライン美ヶ原線、南アルプススーパード建造中止に関する請願(三件)
第二九 公害物質使用禁止等に関する請願(二件)
第三〇 PCB・水銀等の有害物質排出の禁止等に関する請願(三件)
第三一 奄美群島枝手久島への石油企業の進出反対等に関する請願(六十六件)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第六まで

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第七より第三一まで

一、郵便物の滞貨解消に関する請願外三百八件の請願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についておはかりいたします。
内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に小佐野賢治君を任命することについて、本院の同意を求めまいりました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 内閣法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
改正する法律案(衆議院提出)
日程第二 国土総合開発庁設置法案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長(河野謙三君)の報告を求めます。内閣委員長寺本広作君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
内閣法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十九年五月二十四日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国土総合開発庁設置法案
第七十一回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。
昭和四十九年五月二十四日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎
(小字及び一は衆議院修正)
国土総合開発庁設置法案
国土総合開発庁設置法
(目的)
第一条 この法律は、国土総合開発庁の所掌事務

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

内閣法の一部を改正する法律案外一件

九〇〇

の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、^{国土庁}国土総合開発庁を設置する。

(任務)

第三条 ^{国土庁}国土総合開発庁は、^{〇国土の均衡ある発展により経済・文化的な生活環境の確保と}風を興り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、^{国土の総合開発に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。}(所掌事務及び権限)

第四条 ^{国土庁}国土総合開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 国土の総合開発に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

二 土地政策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

三 人口及び産業が過度に集中している大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

四 地方における都市及び農山村の整備に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

五 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行ない、及びその実施を推進すること。

六 東北開発促進計画、九州地方開発促進計画

画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画及び中国地方開発促進計画の実施に関する事務について必要な調整を行なうこと。

六 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七 長期的な水の需給に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

八 総合的な交通施設の体系の整備方針に関し、基本的な政策を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の事務を調整すること。

九 国土の総合開発に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

十 国土の総合開発計画に関する^{〇調査及び}国土総合開発計画の実施の調整を行なうこと。

十一 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業(北海道又は沖縄県の区域内において行なわれるものを除く。次号において同じ。)について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

十二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業に係る政令で定める事業に関する経費について関係行政機関が行なう見積りの方針及び配分の計画の調整を行なうこと。

十三 全国的な幹線交通網を形成する政令で定める施設の整備に関する経費の見積りの方針の調整を行なうこと。

十四 災害に関する施策(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の災害に関する事務について必要な調整を行なうこと。

十五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十六 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十九 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の施行に関する事務を処理すること。

二十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の施行に関する事務を処理すること。

二十一 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)の施行に関する事務を処理すること。

二十二 次に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百十五号)

ロ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)

ハ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)

ニ 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)

ホ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)

ヘ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

ト 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三十三号)

チ 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)

リ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)

ヌ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)

ル 東北開発促進法(昭和三十二年法律第一百十号)

ヲ 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)

ワ 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)

カ 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)

ヨ 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)

タ 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)

レ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第七十七号)

ソ 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)

ツ 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

ネ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

ナ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)

ラ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)

ム 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年

法律第三十一号

ウ 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九
年法律第八十九号)

牛 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四
年法律第七十九号)

ノ 防災のための集団移転促進事業に係る国
の財政上の特別措置等に関する法律(昭和
四十七年法律第三十二号)

オ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十
号)

ク 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年
法律第四十三号)

ヤ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第
二百十七号)

マ 水源地対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八
号)

マ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第
二百十八号)

ケ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二
百二十三号)

コ 激甚災害に対処するための特別の財政援
助等に関する法律(昭和三十七年法律第百
五十号)

コ 台風常襲地帯における災害の防除に関す
る特別措置法(昭和三十三年法律七十二
号)

カ 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関す
る法律(昭和四十八年法律第六十一号)

エ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法
律第九十七号)(同法第十九条に規定する業
務のうち東北地方に係る業務に関する部分
に限る。)

テ 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第
十五号)

二十三 国土総合開発法の所掌事務に関する調

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

査及び研究に関する事務並びに国土総合開
発の所掌事務に関する統計その他の資料の収
集、整理及び保管に関する事務を行なうこ
と。

二十四 国土総合開発法の所掌行政に関する広
報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関
する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿
舎その他職員の厚生及び保健のために必要な
施設を設け、かつ、これを管理すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律に基づく命令を含む。)に基づき国土総合開
発に属させられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五条 国土総合開発法に、長官官房及び次の五
局を置く。

一 計画局

二 調整局

三 土地・水資源局

四 大都市圏整備局

五 地方振興局

長官官房においては、前条第十四号に規定す
る事務、同条第二十二号に規定する事務のうち
同号からロまでに掲げる法律に係る事務、同
条第二十三号に規定する事務(他の局の所掌に
属するものを除く。)、同条第二十四号に規定す
る事務、庁務の総合調整に関する事務及び他の
局の所掌に属しない事務をつかさどる。

計画局においては、前条第一号に規定する事
務、同条第九号に規定する事務(公共施設その
他の施設の整備に関する計画に係るものに限
る。)、同条第十号、第十二号及び第十三号に規
定する事務並びにこれらの事務の実施に関連し
て必要な同条第二十三号に規定する事務をつか
さどる。

土地・水資源局においては、前条第六号、第
七号及び第十九号から第二十一号までに規定す
る事務、同条第二十二号に規定する事務のうち
同号からマまでに掲げる法律に係る事務並び
にこれらの事務の実施に関連して必要な同条第
二十三号に規定する事務並びに土地鑑定委員会
の庶務に関する事務をつかさどる。

大都市圏整備局においては、前条第二号及び
第四号に規定する事務、同条第十一号に規定す
る事務(首都圏、近畿圏又は中部圏の地域に係
る事業に係るものに限る。)、同条第十五号から第
十八号までに規定する事務、同条第二十二号に
規定する事務のうち同号ロからヌまでに掲げる
法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関
連して必要な同条第二十三号に規定する事務を
つかさどる。

地方振興局においては、前条第三号及び第五
号に規定する事務、同条第十一号に規定する事
務(大都市圏整備局の所掌に属するものを除
く。)、同条第二十二号に規定する事務のうち同
号ルからノまでに、エ及びテに掲げる法律に係
る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要
な同条第二十三号に規定する事務をつかさど
る。

第六条 土地・水資源局に、水資源部を置く。

第七条 国土総合開発法の長は、国土総合開発
長官とし、国務大臣をもつて充てる。

第八条 国土総合開発法(以下「長官」という。)は、
国土総合開発法を施行するため必要であると認め
るときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の
提出及び説明を求めることができる。

長官は、特に必要があると認めるときは、関
係行政機関の長に対し、国土総合開発に関する
○重要事項について勧告し、及びその勧告に
基づいてとつた措置について報告を求めること
ができる。

長官は、前項の規定により勧告した重要事項
に関し特に必要があると認めるときは、内閣総
理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二
十二年法律第五号)第六十条の規定による措置が
とられるよう意見を具申することができる。
(特別な職)

第九条 長官官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理
する。

○計画局

一 調整局及び地方振興局に、それぞれ次長一
人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

地方振興局に、東北開発株式会社監理官一人
を置く。

東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北
開発株式会社法第二十四条に定める事務を行な
う。

九〇一

九〇二

国土総合開発庁設置法（昭和四十八年法律第

五号の十一、第五号の十二、第六号の六、」に

第七
第八條 国土総合開発法の一部を次のように改正

する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七条の二第二項中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四条第一項中「首都圏整備計画」及び「首都圏整備委員会」を削り、同条第二項中「北陸地方開発促進計画」の下に「首都圏整備計画」を加える。

(首都圏整備法の一部改正)

第九条 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

第二章 首都圏整備委員会を「第二章 首都圏整備審議会」に改める。

本則(第十八条を除く)中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三条から第十七条までを次のように改める。

第三条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「(設置及び所掌事務)」に改め、同条第一項中「委員会」を「総理府に、附属機関として」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項について調査審議する。

3 審議会は、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十九条に見出しとして「(組織及び運営)」を附し、同条第一項中「四十八人」を「四十九人」に改め、同項第三号中「十一人」を「十二人」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。
(国会に対する報告等)

第三十条の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第十八条の二第一項及び第三十五条を除く)中「首都圏整備委員会」を「国土総合開発庁長官」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第十八条の二第一項中「首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。))」を「総理府令」に改める。

第三十五条中「首都圏整備委員会」を「国」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第十一条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「首都圏整備委員会その他の」を「国土総合開発庁長官及び」に改め、同条第三項中「首都圏整備委員会の委員長」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四条中「首都圏整備委員会及びその他の」を削る。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)
第十二条 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。

本則(第三条第一項から第四項まで及び第四内閣法の一部を改正する法律案外一件

条第一項を除く)中「委員会」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第三条第一項中「首都圏整備委員会(以下「委員会」という。))」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第一項中「首都圏整備委員会規則」を「総理府令」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)
第十三条 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

本則(第四条第一項及び第三項並びに第十二条を除く)中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第四条第一項中「首都圏整備委員会(以下「委員会」という。))」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。))」を「総理府令」に改める。

第十二条中「委員会」を「政府」に、「第十五条」を「第三十条の二」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)
第十四条 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「近畿圏整備本部」を「削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五項まで 削除

第九条の見出し中「立案及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定するに必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」という。))に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)
第十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十三条中「近畿圏整備長官及び」を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)
第十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第三項、第三十四条第一項、第三十八条第二項、第三十九条第二項並びに第四十条中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)
第十七条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七条第一項、第八項及び第九項、第八条第五項並びに第十二条第二項中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)
第十八条 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第五項並びに第十一条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号 内閣法の一部を改正する法律案外一件

九〇四

(中部圏開発整備法の一部改正)

第十九条 中部圏開発整備法の一部を次のように改正する。

目次中「中部圏開発整備本部」を「削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第十条及び第十一条第二項中「中部圏開発整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二条第二項中「中部圏開発整備長官」を「内閣総理大臣」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十九条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「首都圏整備委員会委員長、近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(東北開発促進法の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

一 東北開発促進法第十条

二 九州地方開発促進法第十条

三 四国地方開発促進法第十条

四 北陸地方開発促進法第十条

五 中国地方開発促進法第十条

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二十二條 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)

第二十三條 低開発地域工業開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「関係都道府県知事の」を「当該」に改め、「又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。)」及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第四項中「又は首都圏の地域内」及び

「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第七項中「又は首都圏の地域内」を削り、「関係都道府県知事及び」を「道知事及び」に改め、「又は首都圏整備委員会」を削る。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第二十四條 新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第三条第一項中「又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。)」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

第十条第二項及び第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)

第二十五條 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書を削り、同条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改め、同条第五項を削る。

(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法及び離島振興法の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「経済企画事務次官」を「国土総合開発事務次官」に改める。

一 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法第六條第一項

二 離島振興法第十一条第一項

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第二十七條 豪雪地帯対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(過疎地域対策緊急措置法の一部改正)

第二十八條 過疎地域対策緊急措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第五条第四項、第六条第四項

から第六項まで、第七條及び第八條中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(奄美群島振興特別措置法の一部改正)

第二十九條 奄美群島振興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に、「自治省」を「総理府」に改める。

第八條第一項中「二十人」を「二十一人」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第三十條 小笠原諸島復興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に関し重要な事項を調査審議するため、総理府に、小笠原諸島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十一条中「自治省」を「総理府」に改める。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第三十一条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項及び第二十七條中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財

政上の特別措置等に関する法律の一部改正

第三十條 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第四項及び第五項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六項中「自治省令」を「総理府令」に改め、同条第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第三十三條 地価公示法の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「総理府令」に、「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二條中「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十三條第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土総合開発庁長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議すること。

第十三條に次の一項を加える。

八 委員会は、不動産の鑑定評価に関する重要事項について、国土総合開発庁長官に建議することができる。

第二十條中「建設省計画局」を「国土総合開発庁土地・水資源局」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十四條 不動産の鑑定評価に関する法律の一部

部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に、「建設省令」を「総理府令」に、「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十四條の見出し、第二十一條の見出し及び第三十四條の見出し中「省令」を「総理府令」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第三十五條 水資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十一條第三項中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三十六條 水資源開発公団法の一部を次のように改正する。

第五十六條及び第六十條中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第三十七條 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「及び経済企画庁長官」を「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に、「については経済企画庁長官にを」については「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第三十八條 治山治水緊急措置法(昭和三十五年

法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三十九條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第四十條 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第四十一條 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四十二條 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第四十三條 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように

改正する。

第十三條第一項中「二十九人」を「三十一人」に改め、同条第三項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 環境庁長官

十 国土総合開発庁長官

第十三條第四項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

(鉄道敷設法の一部改正)

第四十四條 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「二十八人」を「三十人」に改め、同条第二項中「及経済企画事務次官」を「経済企画事務次官、環境事務次官及国土総合開発事務次官」に改める。

第九條第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第四十五條 電源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「十五人」を「十六人」に改め、同条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国土総合開発庁長官

第十條第四項中「第八号」を「第九号」に改め

る。

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号 内閣法の一部を改正する法律案外一件

(森林開発公団法の一部改正)

第四十六條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「経済企画庁長官」を「国土庁長官」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四十七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一官職名の欄中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を削る。

(奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七條 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第六項及び第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十八條 工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三の改正規定中「国土総合開発庁長官」を「国土庁長官」に改める。

附則第二十三條を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十三條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

第四十九條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第九十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十二十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十四十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十五十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十六十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十七十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十一條 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第五十二條 水源地域対策特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(経路措置)

第四十八條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第四十九條 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十條 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土総合開発庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

〔寺本広作君登壇 拍手〕

○寺本広作君 ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、内閣法の一部を改正する法律案は、衆議院提出にかかるものでありまして、最近における行政事務の複雑多様化にかんがみ、内閣機能の充実強化をはかるため、国務大臣の定数を一人増加して二十人とするものであります。

次に、国土総合開発庁設置法案は、国土に関する行政を総合的に推進するため、総理府の外局として国土庁を設置しようとするものであり、そのおもな内容は、第一に、国土庁の任務、所掌事務及び権限を定めること、第二に、国土庁の長官は国務大臣をもって充てることとし、その権限を定めること、第三に、内部部局は、長官官房のほか、計画調整局、土地局、水資源局、大都市圏整備局、地方振興局の五局とし、附属機関として土地鑑定委員会を置くこと等であり、

なお、本法案については、衆議院において国土利用計画法の趣旨にかんがみ、政府原案の国土総合開発庁の名称を国土庁に改めたほか、その任務、所掌事務、内部部局等に関して修正が行なわれております。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、国土利用に対する基本的な考え方、国土開発と環境の保全整備、地価対策、水資源対策、国有財産管理の適正化、政府原案の国土総合開発庁と国土庁の性格の相違等について質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わります。討論なく、それぞれ採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 公害紛争処理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長鶴岡哲夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公害紛争処理法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月七日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三郎

公害紛争処理法の一部を改正する法律案
公害紛争処理法の一部を改正する法律
公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「和解の仲介」を「あつせん」に、「第二十七条」を「第二十七条の三」に、「第四十二条の二十六」を「第四十二条の二十六の二」に改める。

第一条中「和解の仲介」を「あつせん」に改める。
第三条中「調停」を「あつせん、調停」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条及び第二十一条中「和解の仲介」を「あつせん」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三章第二節の節名中「和解の仲介」を「あつせん」に改める。

第二十四条第一項中「調停」を「あつせん、調停」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二項中「和解の仲介」を「あつせん」に改める。

第二十六条第一項中「書面をもつて」を削り、「調停又は仲裁の申請を、政令」を「政令」に、「和解の仲介」を「書面をもつて、あつせん」に改める。

第二十七条第一項、第二項及び第四項中「和解の仲介」を「あつせん」に改め、同条第五項中「場合において、当該紛争に係る事件が調停の申請に係るものである」を削り、第三章第二節第一款中同条の次に次の二条を加える。

(あつせん又は調停の開始等の特例)

第二十七条の二 被害の程度が著しく、その範囲が広い公害に係る民事上の紛争が生じ、当事者間の交渉が円滑に進行していない場合において、当該紛争を放置するときは多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められるときは、中央委員会又は審査会は、当該紛争について、実情を調査し、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、あつせんを行うことができる。

2 前項の規定による審査会のあつせんは、当該都道府県知事の要請により行うものとする。

3 第一項の場合において、中央委員会又は審査会は、当事者の住所、紛争の実情その他の事情を考慮して相当と認める理由がある場合に限る、第二十四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ、審査会等又は中央委員会と協議してその管轄を定めることができる。

第二十七条の三 中央委員会又は審査会は、前条第一項の規定によるあつせんに係る紛争について、あつせんによつては当該紛争を解決することとが困難であり、かつ、相当と認めるときは、あつせん委員の申出により、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、当該紛争に関する調停を行うことができる。

2 前項の調停の管轄は、当該紛争に関するあつせんの管轄が前条第三項の規定により定められたものであるときは、その定められたところによる。

「第二款 和解の仲介」を「第二款 あつせん」に改める。

第二十八条の見出し中「仲介委員」を「あつせん委員」に改め、同条第一項を次のように改める。

中央委員会又は審査会等によるあつせんは、三人以内のあつせん委員が行う。

第二十八条第二項中「仲介委員は、」を「あつせん委員は、中央委員会の委員長及び委員又は」に改め、「事件」とに、の下に「それぞれ、中央委員会の委員長又は」を加え、同条第三項中「和解の仲介」を「あつせん」に、「仲介委員」を「あつせん委員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「仲介委員」を「あつせん委員」に改める。

第二十九条(見出しを含む)中「仲介委員」を「あつせん委員」に、「当事者」を「当事者間をあつせんし、」に改める。

第三十条(見出しを含む)中「和解の仲介」を「あつせん」に、「仲介委員」を「あつせん委員」に、「申請」を「あつせん」に改め、同条に次の一項を加える。

2 あつせんに係る紛争について第二十七条の三第一項の議決があつたときは、当該あつせんは、打ち切られたものとみなす。

第三十三条第一項中「中央委員会に設けられる」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(調停前の措置)

第三十三条の二 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を採ることを勧告することができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(調停案の公表)

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認め

るときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

第三十六条第一項中「申請」を「調停」に改める。

第三十八条第一項中「調停委員会の申立てに基づき、当該調停の申請をした者」を「当事者」に、「うえ」を「上」に改め、同条第二項中「審査会等から」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。この場合において、第一項中「審査会等又は連合審査会」とあるのは「中央委員会」と、前二項中「中央委員会」とあるのは「関係都道府県の審査会等」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条中「第三十七条」を「第三十三条の二及び第三十七条」に、「行なう仲裁の手続」を「行う仲裁」に改める。

第四十二条の十二第三項中「に対する調停の申請」を「による調停」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三章第三節第二款第四十二條の二十六の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第四十二條の二十六の二 第三十三條の二の規定は、裁定委員会の行う責任裁定について準用する。

第四十三條中「和解の仲介」を「あつせん」に、「行なう」を「行う」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(義務履行の勧告)

第四十三條の二 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行った調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行った調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。

2 前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

第四十四條第一項中「行なう調停」を「行うあつせん、調停」に改め、同条第二項及び第三項中「行なう和解の仲介」を「行うあつせん」に改める。

第四十六條中「仲介委員」を「あつせん委員」に、「行なう和解の仲介」を「行うあつせん」に改める。

4 公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 住民の相談に応ずること。

二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

第四十九條の次に次の一条を加える。

第四十九條の二 中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「旧法」という。)の規定により審査会、都道府県知事又は連合審査会(以下「審査会等」という。)に対してされた和解の仲介の申請その他の行為は、この法律による改正後の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、

以下「新法」という。)の相当規定により審査会等に対してされたあつせんの申請その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定により指名された仲介委員又は和解の仲介のために置かれた連合審査会は、新法の相当規定によりあつせん委員として指名され、又はあつせんのための連合審査会として置かれたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法の規定により審査会等又は仲介委員がした和解の仲介その他の行為は、新法の相当規定により審査会等又はあつせん委員がしたあつせんその他の行為とみなす。

5 公害対策基本法の一部改正
(公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項中「和解の仲介」を「あつせん」に改める。

6 公害等調整委員会設置法の一部改正
(公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第四條中「調停」を「あつせん、調停」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

〇鶴岡哲夫君登壇、拍手
たぐいまれな議題となりました公害紛争処理法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、公害紛争の解決手段の一つであります和解の仲介の制度にかえてあつせんの制度を設けること、公害等調整委員会、都道府県公害審査会は、一定の要件のもとに、その議決によりあつせんを行なうことができること、紛争処理機関は、当事者に対し、調停、仲裁、裁定のために必要な仮の措置をとるべきことを勧告できること、また、調停、仲裁、裁定で定められた義務の履行に必要の勧告を行なうことができること、地方公共団体の公害苦情相談員の職務を明確

にすること等を内容とするものであります。委員会におきましては、審査の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、日照等にかかる紛争をも紛争処理制度の対象範囲とするよう検討すること、職権あつせん、調停にあたつては、当事者による自主的解決の努力を妨げないようにすること、公害審査会を未設置の府県に対し、設置について再検討するよう指導すること等を内容とする附帯決議を多数をもって付することと決しました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)
〇議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
〇議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

〇議長(河野謙三君) 日程第四 発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院交付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長御木亨弘君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
発電用施設周辺地域整備法案
第七十一回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和四十九年五月二十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

発電用施設周辺地域整備法案
発電用施設周辺地域整備法
(目的)
第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が国

民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

(地点の指定)

第三条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。

一 その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。
二 その地点が、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域又は移転促進地域以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。

三 その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(整備計画)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(その地点に水力発電施設の設置が予定されている場合にあつて

は、その地点が属する市町村の区域、以下「周辺地域」という。)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設(以下「公共用施設」という。)の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一の整備計画を作成することができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域(前項後段に規定する場合にあつては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。以下同じ。)における公共用施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、当該周辺地域について一の整備計画を作成することができる。

3 整備計画は、当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設(第五項において「発電用施設関連施設」という。)と併せて整備することが必要と認められるものの整備に関する事業(水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第四条第二項に規定する整備事業及び発電用施設の設置に伴う損失の補償として行なわれるものを除く。)の概要及び経費の概算について定めるものとする。

4 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、整備計画に基づく事業を行なうこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要があるとき、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設

関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及びその計画に関し意見を述べることが出来る。

6 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならぬ。

7 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これを承認するものとする。

8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

(事業の実施)
第五条 整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行なうものとする。

(発電用施設を設置する者の協力)
第六条 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならない。

(交付金)
第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。次条において同じ。)に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

(国の普通財産の譲渡)
第八条 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)
第九条 国は、前二条に定めるもののほか、整備計画を達成するため必要があると認めるとき

は、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(主務大臣等)
第十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び附則第二項の規定による地点の指定に関する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣)

二 第四条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による整備計画の承認に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣)

2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。

(政令への委任)
第十一条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 主務大臣は、この法律の施行の際現に発電用施設の設置の工事が行なわれている地点のうち、第三条第一項第二号に該当し、かつ、その周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを公示するものとする。

3 主務大臣は、前項の規定による地点の指定を

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

発電用施設周辺地域整備法案 電源開発促進税法案外一件

九一〇

しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 附則第二項の規定により指定された地点は、第三案第一項の規定により指定された地点とみなす。

〔鈴木亨弘君登壇、拍手〕

○鈴木亨弘君 ただいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を円滑化し、電気の安定供給を確保するため、これらの施設の周辺地域における公共用施設の整備計画を作成し、それに基づく事業にかかる経費に充てるため、国が地方公共団体に対し交付金を交付しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、わが国の資源エネルギー政策のあり方、発電所の温排水などの公害問題、放射性廃棄物の処理体制、原子炉の耐震性など原子力発電所の安全性の問題その他電源開発全般にわたって質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本社会党の大矢理事、公明党の中尾委員及び日本共産党の須藤委員より、それぞれの党を代表して反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、

本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 電源開発促進税法案

日程第六 電源開発促進対策特別会計法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長土屋義彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電源開発促進税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月二十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

電源開発促進税法案

電源開発促進税法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 課税標準及び税率(第五条—第六条)

第三章 申告及び納付(第七条—第八条)

第四章 雑則(第九条—第十二条)

第五章 罰則(第十三条—第十五条)

附則

第一章 総則

(課税目的及び課税物件)

第一条 原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。

二 販売電気 次に掲げる電気をいう。
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者が当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するのための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)

(納税義務者)
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

(納税地)
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。

第二章 課税標準及び税率
(課税標準)
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。

2 一般電気事業者の販売電気電力量は、電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定められて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)
第六条 電源開発促進税の税率は、販売電気千キロワットにつき、八十五円とする。

第三章 申告及び納付
第七条 一般電気事業者は、毎月、政令で定める

ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において料金の支払を受ける権利が確定した販売電気の電力量
二 その月中において一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量
三 前二号に掲げる電力量の合計電力量(次号において「課税標準電力量」という。)

四 課税標準電力量に対する電源開発促進税額(以下「納付すべき税額」という。)

五 その他参考となるべき事項
2 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量として政令で定めるところにより計量した電力量に相当する電力量とする。

(電源開発促進税の期限内申告による納付)
第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般電気事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

第四章 雑則
(一般電気事業の開廃等の届出)
第九条 一般電気事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般電気事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合(一般電気事業の全部の譲渡によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条において同じ。))においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日

において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般電気事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならぬ。

(申告義務等の承継)

第十一条 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般電気事業者の次に掲げる義務を承継する。

一 第七条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員等の質問検査)

第十二条 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員その他の所属する税務署又は国税局の所轄区域内に営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法第二十七条(定義)に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五章 罰則

2 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十二条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日等)
1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行

し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気及び同日以後に第七条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税について適用する。

(国税通則法の一部改正)

2 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十三号」を「第十四号」に改め、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次の一号を加える。

八 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時

第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十条第二項及び第四十三条第二項中「又は贈与税を」と、贈与税又は電源開発促進税に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「航空機燃料税」の下に、「電源開発促進税」を加える。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「又は贈与税を」と、贈与税又は電源開発促進税に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電源開発促進対策特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月二十四日

衆議院議長 河野 謙三殿
参議院議長 前尾繁三郎

電源開発促進対策特別会計法案
電源開発促進対策特別会計法
(設置)

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源開発促進対策」とは、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第 号)第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるものをいう。

(管理)

第二条 この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、電源開発促進税の収入、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定による借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号 電源開発促進税法外一件 議事日程追加の件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案外二件

九二二

作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)
第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作成及び送付)
第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)
第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)
第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金及び償還に同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)
第十四条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金及び償還に同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)
第十四条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)
第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替資金特別会計」を「電源開発促進対策特別会計、外国為替資金特別会計」に改める。

3 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十

九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一般会計又は」の下に「電源開発促進対策特別会計、」を加える。

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 電源開発促進対策特別会計の経理を行うこと。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六号の六第五号中「及び石油及び石油対策特別会計」を、「石炭及び石油対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計」に改める。

(土屋義彦君登壇、拍手)
○土屋義彦君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電源開発促進法案は、発電用施設周辺地域整備法に基づく電源開発促進対策として、原子力、火力及び水力発電施設等の設置を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売、電気に対し、キロワット時につき八十五円の税率をもつて電源開発促進税を課税しようとするものでありまして、昭和四十九年度において百一億円の税収が見込まれております。

次に、電源開発促進対策特別会計法案は、電源開発促進税の収入を財源として行なう電源開発促進対策についての財政上の措置に関する政府の経理を明確にするため、新たに電源開発促進対策特別会計を設置し、一般会計と区分しようとするものであります。

委員会におきましては、新たに目的税を導入することの可否、特別会計新設の妥当性、新税創設を税制調査会に諮問しなかつた理由、原子力発電の安全対策等について質疑が行なわれたほか、参

考人の意見を聴取いたしました。詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、二案に対し、日本社会党を代表して戸田菊雄委員より、公明党を代表して多田省吾委員より、民社党を代表して栗林卓司委員より、日本共産党を代表して加藤進委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、二案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よつて、両案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際日程に追加して、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(河野謙三君) 御異議ないと認められます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長寺本広作君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年六月三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三二三」に、「四八」を「二七七」に、「一九」を「二四五」に、「一九一」を「二三三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一七」を「三三」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇二」に、「二〇〇」を「二三三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先立つて」を「人事院規則で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定めるところに改め、同条第三項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十九号)」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対する一時金の支給でこの法律の施行の日前の職員の死亡に係るものについては、なお従前の例による。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年六月三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 別表第一から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百十未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

11 第二十二條第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「一万二千円」とあるのは、「一万三千二百円」とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

附則に次の二項を加える。

7 別表第一から別表第三までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百十未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 第三條第二項及び第三項、第四條第二項並びに第九條の規定の昭和四十九年度における適用については、第三條第二項中「五十二万円」とあるのは「五十七万二千元」と、同条第三項中「七十五万円」とあるのは「八十二万五千元」と、第四條第二項中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」と、「三万六千六百円」とあるのは「三万三千七百円」と、第九條中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第三條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十

五項の次に次の二項を加える。

16 別表第一及び別表第二並びに一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く)から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百十未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

17 第二十五條第二項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「二万九千二百円」とあるのは、「三万二千二百円」とする。

(沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四條 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第六條の規定の昭和四十九年度における適用については、同条中「五十一万円」とあるのは、「五十六万六千元」とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等)

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案外二件

九一四

は、人事院規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級(自衛官にあつては、階級)」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替へるものとする。

5 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖縄国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。

6 (命令への委任)
附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則(防衛庁職員給与法の適用を受ける職員

に関する事項にあつては、政令)で定める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十九年六月三日
衆議院議長 河野 謙三殿
参議院議長 前尾繁三郎

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百五十五号)附則第十條の二第二項から第四項までの改正規定並びに同法附則第十七條の二第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律附則第四十二條の四の次に一條を加える改正規定及び同法附則第四十四條の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律の附則に三條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。
第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百二十一号)附則第八條第一項の改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同法附則第八條第四項の改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第一条中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第二条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第三条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第四条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第五条から附則第十三條まで及び附則第十四條第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第十六條中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十九年法律第百四号)以下「国家公務員年金改定法」という。第一条の六の次に一條を加える改正規定、同法第二条の六の次に一條を加える改正規定及び同法第四条の六の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中国国家公務員年金改定法第五条の六の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。
第一条 中国国家公務員年金改定法第七条を同法第八条とし、同条の次に二條を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年九月三十日」に改める。

年八月三十一日に、「同年十一月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年十一月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に改める。

第一条 中国国家公務員年金改定法第六条の次に二條を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第八十六條の二第二項の改正規定、同法第九十二條の二第二項の改正規定、同法第九十二條の四の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條の次に一條を加える改正規定及び同法附則第十四條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六條、附則第十一條及び附則第十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号に掲げる日」を「附則第一条ただし書に規定する日」に改める。

附則第七条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。
附則第八条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。
(昭和四十九年九月以後における公共企業体職員

等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正

第三条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号。以下「公共企業体職員等年金改定法」という。)第一条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 公共企業体職員等年金改定法第三条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

第一条 公共企業体職員等年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)第八十二条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び次条第五項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条第一項及び第三項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第四項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年九月三十日」に改める。

和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改め、同条第五項中「前条第一号に掲げる日」を「前条ただし書に規定する日」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号。以下「地方公務員等年金改定法」という。)第二条の四の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第五条を同法第七条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第四条を同法第五条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第三条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

を「昭和四十九年九月一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条中地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項に一号を加える改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条第一項第五号の改正規定並びに附則第九条、附則第十六条、附則第十八条及び附則第二十一条の規定 昭和四十九年十月一日

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一項第一号」に改める。

附則第十條中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第十一條及び附則第十二條中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第百九十四号。以下「私立学校教職員年金改定法」という。)第一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第二条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第三条の五の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

五の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中私立学校教職員年金改定法第四条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条 中私立学校教職員年金改定法第五条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第十四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の前の見出し中「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項中「施行日」を「昭和四十九年十月一日」に、「前項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者(給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。)の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

九一五

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九一六

第六条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条中昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号。以下「農林漁業団体職員年金改定法」という。)

第一条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の八の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第三条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法の附則に二項を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改める。

附則第一条中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第一条第一項の改正規定及び同法附則第六条の三の次に二条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第八条及び附則第十三条の規定 昭和四十九年十月一日

附則第二条第二項中「施行日前」を「昭和四十九年十月一日前」に、「前項」を「第一項」に、「施行日」を「同日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に組合員の資格を取得して同日ま

で引き続き組合員の資格を有する者(昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者(給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。)の同月の標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

附則第三条第一項中「三十九年改正法」を「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。)」に改める。

附則第四条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「公布の日」を「公布の日から、第四条、第六条及び第七条の規定は同年十月一日」に改める。

附則第三項の表の下欄中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に、「昭和四十九年十月二日」を「昭和四十九年九月二日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度約百二十億六千万円の見込みである。

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君 ただいま議題となりました三件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案は、去る二月二十日付の人事院の意見の申し出を実施するため、障害補償年金及び一時金の額を一一・七％引き上げ、また、遺族補償年金の額を平均二三％引き上げるとともに、遺族補償年金の前払い一時金を最高千日分まで支給することとができることとし、この制度の存続期限を十年間延長しようとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、去る五月三十日付の人事院勧告を実施するため、昭和四十九年度に限り、本年四月一日から、一般職給与法の適用を受ける職員等の俸給月額を一律一〇％増額しようとするものであります。

最後に、恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、衆議院提出にかかるものでありまして、恩給、共済及び援護法の年金等受給者の福祉の向上をはかるため、昭和四十九年度におけるこれらの年額等の改定措置を一カ月繰り上げて本年九月一日から実施しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法案を便宜一括して審査いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、それぞれ採決の結果、三法案ともいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより三案を一括して採決いたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長原田立君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年六月三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。附則に次の一条を加える。

第十六条 前条及び別表の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる報酬月額はいずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年六月三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。附則に次の一条を加える。

第十条 前条及び別表の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則

〔原田立君登壇、拍手〕
○原田立君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員の給与が増額されるのと同じ割合で増額しようとするものであり、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十九年四月一日にさかのぼって適用することとしております。

委員会におきましては、両法案について採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長木亨弘君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年六月三日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件
通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により工業品検査所の出張所を設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件
通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により工業品検査所の出張所を設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位	置
工業品検査所	仙台出張所	仙台市	
工業品検査所	札幌出張所	札幌市	

○木亨弘君登壇、拍手
○木亨弘君 ただいま議題となりました承認案件について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、消費者保護の観点から、製品の安全性の確保等に関し、検査体制の充実をはかるため、工業品検査所の出張所を仙台市と札幌市に設置することについて、国会の承認を求めるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第七より第三一までの請願及び本日、通信委員長外三委員長から報告書が提出されました郵便物の滞貨解消に関する請願外三百八件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

〔日程第七より第三一までの請願審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便物の滞貨解消に関する請願
郵便集配請負人の待遇改善に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十九年産葉たばこ収納価格の大幅引上げ等に関する請願
所得税法上における修学費控除制度の実現に関する請願
自動車重量税に関する請願
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
〔百五件〕

葉たばこ収納価格の引上げに関する請願
入場税撤廃等に関する請願(六十四件)
所得税法改正に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

軍人恩給の改善に関する請願
恩給・共済年金の改善に関する請願(三件)
公務員等の賃金引上げ等に関する請願(十一件)
国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願(百十三件)
重度戦傷病者に対する処遇改善に関する請願(二件)

軍人恩給等の改善に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

鉱山保安の確立に関する請願
資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についておはかりいたします。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防衛に関する調査

一、地方行政の改革に関する調査

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

農工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する調査

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

○議長(河野謙三君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(河野謙三君) この際、議長といたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期国会は、経済の激動期に直面して、昨年十二月召集の直後から、幾多の重要案件の審議を行なつてまいりましたが、ここに長期間にわたる雲期を円満に終了することになりました。皆さまの御苦労に対し、衷心より感謝の意を表する次第であります。

特に今年は本院議員の改選期に当たり、皆さま

日程第七より第三一までの請願及び郵便物の滞貨解消に関する請願外三百八件の請願も継続するの件 議員の半数任期満了につき議長のごあいさつ

委員会の審査及び調査を閉会中

のうち半数の方々は、来たる七月七日をもって任期を終えられます。

多年、名譽ある本院議員として国政の審議に尽くされた数々の御功績に対し、深甚なる敬意を表するものであります。同時に、私の議長就任以来今日まで終始変わらぬ御厚情をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

なお、議長としての重責を大過なく果たすことを得ましたことは、三年間にわたる森副議長の格別の御協力のためものと存する次第であります。

国会は、会期を重ねることすでに七十二回に及び、この間幾たびか試練を乗り越え、国権の最高機関として、国民の信頼にこたえ、議会制民主主義の大道を歩み続けてまいりました。

申すまでもなく、参議院は二院制度の一翼をになうもので、その本来の使命を達成するための参議院運営の改革は私の念願とするところでありますが、皆さまの多大の御協力を得まして今日に至りましたことは、まことに感謝にたえません。しかしながら、一步また一步と前進いたしましたも、道はまだ遠く彼方に続いております。今後とも皆さまと相携え、良識と理性の府としての参議院の権威を高めるため、たゆみない努力を続けなければならぬと存じます。

内外の情勢多端のおりから、ともに熱意を傾けて国政を議し、また、相ともに参議院の改革を語り合つてまいりましたのでありますが、近く任期を終えられる皆さまの中には、このたびの改選を機に

勇退される方々も少なくございません。まことになごり惜しく存じますが、御目愛の上、今後なお一そうの御活躍をお祈り申し上げます。

さらにまた、来たるべき選挙に重ねて立候補されます方々に対しましては、再び本議場において相まみえ、ともに国政を審議する日を期待し、心から御健闘を祈る次第であります。

これをもって私のあいさつといたします。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) 副議長森八三君から発言を求められております。発言を許します。森八三君。

〔森八三君登壇、拍手〕

○森八三君 一言あいさつを申し上げます。

私は、昭和二十五年第二回通常選挙に当選いたしましたから今日まで、四期二十四年の長きにわたり、微力ではございますが、本院の一員として誠心誠意重責の遂行に努力を尽くしてまいりました。この間、先輩及び同僚各位から賜りました御厚情と御支援に対しましては心から感謝を申し上げます。次第でございます。

とりわけ、副議長の大任を仰せつかりましたこの三年間、私に寄せられました河野議長の温情あふれる御指導、同僚各位の御支援と御協力に対しましては、衷心より御礼を申し上げます。次第であります。

ただいま議長から過分のおこたえをちょうだいいたしました。恐縮のほかにありません。何ぶんにも浅学非才、議長の御期待及び同僚各位の御支援にこたえることなく任期を終了する結果となりましたことは、まことにぎんきにたえないところでございます。

近時、良識の府として参議院に対する国民の期待はいよいよ大きく、社会の要望は一段と高まりつつあります。時あたかも第十回通常選挙を迎えるにあたり、引き続き在職の各位はもとより、改選に立たれる皆さまには、そろって復席され、参議院の権威と良識のため御健闘くださいますようお願い申し上げます。また、今回をもって御勇退されます各位には、今後一そう御自愛くださいますよう、心からお祈り申し上げます。

議長は離れましても、常に研さんに励み、御奉公をいたします所存であります。何とぞ変わらぬ御厚情、御叱正を賜りますようお願い申し上げます。

まことに意を尽くしませんが、私のお別れのことば、御礼のあいさつといたします。ありがとうございます。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) 小山邦太郎君から発言を求められております。発言を許します。小山邦太郎君。

〔小山邦太郎君登壇、拍手〕

○小山邦太郎君 はなはだ僣越ではございますが、慣例によつて、年長のゆえをもちまして、来たる七月七日をもって任期満了の議員を代表して、私が一言あいさつを申し上げます。

ただいまは、議長並びに副議長より、われわれに対し御丁寧なあいさつをいただきまして、まことに感謝にたえません。

私も、参議院議員として、今日まで、誠を傾けてその使命達成の上に全力を尽くしてまいりました。その間、議長、副議長をはじめ、同僚の各位より御懇切なる御協力、絶大なる御支援をいただきましたことは、深く感謝いたす次第でございます。

願ひて、日本の現下の情勢に思いをいたします。私は、内政の上にも外交の上にもまことに多事多端であります。これが解決のためには、本院における議長、副議長並びに議員諸君のお力にまたなければならぬものが数多いと存じます。いよいよ各位におかれては御自愛の上、ますます御研さんの使命をお果たさるよう切にお願いを申し上げますとともに、われわれもまた院外にあつて本院の国民からの期待をより高めるよう御協力をいたす覚悟でございます。この覚悟を添えまして、お別れのことばといたします。

〔拍手〕

ありがとうございます。

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

○議長(河野謙三君) これにて散会いたします。

午後十時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員

野末 和彦君 栗林 卓司君
藤井 恒男君 青島 幸男君
沢田 実君 木島 則夫君
中山 太郎君 上林 繁次郎君
矢追 秀彦君 三木 忠雄君
阿部 憲一君 玉置 猛夫君
黒柳 明君 田代 富士男君
柏原 ヤス君 原田 立君
中沢 伊登子君 源田 実君
中尾 辰義君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 中村 利次君
高山 恒雄君 熊谷 太三郎君
山田 徹一君 二宮 文造君
多田 省吾君 小平 芳平君
村尾 重雄君 小山 邦太郎君

中西 一郎君 林 道君
寺下 岩蔵君 細川 護照君
橋本 繁蔵君 中村 禎二君
棚辺 四郎君 増田 盛君
矢野 登君 柴立 芳文君
小林 国司君 高橋 邦雄君
嶋崎 均君 松垣 徳太郎君
二木 謙吾君 丸茂 重貞君
橘 直治君 岡本 悟君
玉置 和郎君 高橋 雄之助君
山内 一郎君 温水 三郎君
木島 義夫君 鹿島 俊雄君
大森 久司君 植木 光教君
植竹 春彦君 木内 四郎君
新谷 寅三郎君 古池 信三君
杉原 荒太君 青木 一男君
高橋 文五郎君 楠 正俊君
柳田 桃太郎君 山本 茂一郎君
石本 茂君 志村 愛子君
古賀 雷四郎君 黒住 忠行君
河本 嘉久蔵君 金井 元彦君
川野 辺 静君 今泉 正二君
渡辺 一太郎君 安田 隆明君

山崎 竜男君 世耕 政隆君
佐藤 隆君 竹内 藤男君
原文 兵衛君 亀井 善彰君
長田 裕二君 藤田 正明君
木村 睦男君 西村 尚治君
岩動 道行君 土屋 義彦君
内藤 督三郎君 平泉 涉君
鍋島 直紹君 増原 恵吉君
米田 正文君 小笠 公昭君
大谷 藤之助君 江藤 智君
郡 祐一君 安井 謙君
後藤 義隆君 堀本 宜実君
塩見 俊二君 鋤木 亨弘君
吉武 恵市君 迫水 久常君
若林 正武君 田 英夫君
片山 正英君 梶木 又三君
岩本 政一君 工藤 良平君
初村 瀧一郎君 星野 重次君
稲嶺 一郎君 戸田 菊雄君
前川 旦君 佐藤 一郎君
中津井 真君 西ヶ久保 重光君
野々山 一三君 田中 寿美子君
宮崎 正雄君 久保田 藤麿君

寺本 広作君 戸叶 武君
鶴岡 哲夫君 伊藤 五郎君
平島 敏夫君 山本 利壽君
山下 春江君 阿具根 登君
森 勝治君 徳永 正利君
町村 金五君 田口 長治郎君
八木 一郎君 羽生 三七君
藤原 道子君 中村 波男君
松永 忠二君 片岡 勝治君
辻 一彦君 佐々木 静子君
須原 昭二君 沓脱 タケ子君
小谷 守君 神沢 浄君
鈴木 美枝子君 加藤 進君
川村 清一君 鈴木 力君
小野 明君 山崎 昇君
星野 力君 塚田 大願君
林 虎雄君 小林 武君
瀬谷 英行君 矢山 有作君
須藤 五郎君 竹田 現照君
占部 秀男君 横川 正市君
大矢 正君 河田 賢治君
藤田 進君 沢田 政治君
村田 秀三君 田中 一君

同 西田 信一君 通信委員 新谷寅三郎君 建設委員 玉置 猛夫君 同 川上 為治君	同日議院において採択した新潟県粟島浦村の風浪害復旧対策に関する請願書外千五百二十三件の請願書は、即日これを内閣に送付した。 同日委員長から左の報告書が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律 地方自治法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法 恩給法等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律 公害健康被害補償法の一部を改正する法律 国立学校設置法の一部を改正する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 公害対策及び環境保全特別委員 森中 守義君	内閣法の一部を改正する法律案可決報告書 国土総合開発庁設置法案(第七十一回国会閣法第二三号)可決報告書 公害紛争処理法の一部を改正する法律案可決報告書 発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会閣法第一一七号)可決報告書 電源開発促進税法案可決報告書 電源開発促進対策特別会計法案可決報告書 公害対策及び環境保全特別委員会請願審査報告書(第一号) 物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号) 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	公職選挙法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律 地方自治法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法 恩給法等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律 公害健康被害補償法の一部を改正する法律 国立学校設置法の一部を改正する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
公害対策及び環境保全特別委員 神沢 浄君 同日委員会において選任した理事は左の通りである。 予算委員会 理事 嶋崎 均君 (嶋崎均君の補欠) 理事 戸叶 武君 (小野明君の補欠) 理事 羽生 三七君 (加瀬元君の補欠) 同日左の本院提出案を衆議院に送付した。	学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法案 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 地方自治法の一部を改正する法律案	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律 地方自治法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法 恩給法等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律 公害健康被害補償法の一部を改正する法律 国立学校設置法の一部を改正する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一昨一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	川野辺 静君	同	社会労働委員	竹田 四郎君	同	星野 重次君	同	川野辺 静君
同	棚辺 四郎君	同	同	源田 実君	同	今 春曉君	同	高橋雄之助君
同	高橋 邦雄君	同	農林水産委員	楠 正俊君	同	中山 太郎君	同	棚辺 四郎君
同	斎藤 十朗君	同	同	高田 浩運君	同	郡 祐一君	同	片山 正英君
同	林 道君	同	同	星野 重次君	同	源田 実君	同	佐藤 隆君
同	平島 敏夫君	同	同	大谷藤之助君	同	高橋 邦雄君	同	植木 光教君
同	今 春曉君	同	同	矢野 登君	同	川上 為治君	同	安田 隆明君
地方行政委員	同	同	同	熊谷太三郎君	同	村田 秀三君	同	林田修紀夫君
法務委員	植木 光教君	同	同	西村 尚治君	同	平島 敏夫君	同	大谷藤之助君
同	田中 一君	同	同	古賀雷四郎君	同	稲嶺 一郎君	同	矢野 登君
外務委員	郡 祐一君	同	同	片山 正英君	同	高田 浩運君	同	田中 一君
同	中西 一郎君	同	同	佐藤 隆君	同	玉置 猛夫君	同	木村 睦男君
大蔵委員	高橋雄之助君	同	同	宮之原貞光君	同	中西 一郎君	同	黒住 忠行君
同	米田 正文君	同	同	西田 信一君	同	船田 護君	同	西村 尚治君
同	稲嶺 一郎君	同	同	船田 護君	同	山崎 五郎君	同	古賀雷四郎君
同	黒住 忠行君	同	同	安田 隆明君	同	竹田 四郎君	同	熊谷太三郎君
同	木村 睦男君	同	同	林田修紀夫君	同	中村 登美君	同	米田 正文君
同	中村 登美君	同	同	川上 為治君	同	若林 正武君	同	同日議長から左の質問主意書が提出された。
同	村田 秀三君	同	同	玉置 猛夫君	同	高橋文五郎君	同	身体障害者の福祉対策に関する質問主意書(堀出啓典君提出)
文教委員	山崎 五郎君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	宮之原貞光君	同	宮之原貞光君	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同	今泉 正二君	同	同	林 道君	同	斎藤 十朗君	同	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同	堀木 又三君	同	同	楠 正俊君	同	斎藤 十朗君	同	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同	同	同	同	同	同	同	同	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号 議長の報告事項

同	楠 正俊君	内閣委員	高橋 邦雄君	長は即日これを内閣委員会に付託した。	の共同開発に関する協定の締結について承認を 求めるの件
同	中山 太郎君	同	川野辺 静君	恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正 する法律案	外務委員会に付託
地方行政委員	高橋 邦雄君	同	原 文兵衛君	本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ て議長は即日これを委員会に付託した。	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正 する法律案
同	原 文兵衛君	地方行政委員	今 春雄君		農林水産委員会に付託
法務委員	小枝 一雄君	同	中山 太郎君		石油開発公団法の一部を改正する法律案
大蔵委員	加藤 進君	法務委員	黒住 忠行君	国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律 案	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸 棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う
文教委員	渡辺 武君	大蔵委員	渡辺 武君	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改 正する法律案	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特 別措置法案
社会労働委員	川野辺 静君	文教委員	加藤 進君		
同	橋本 繁蔵君	社会労働委員	楠 正俊君		商工委員会に付託
商工委員	林田悠紀夫君	同	林田悠紀夫君	内閣委員会に付託	宅地開発公団法案
運輸委員	黒住 忠行君	商工委員	橋本 繁蔵君	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する 法律案	都市再開発法の一部を改正する法律案
予算委員	木村 睦男君	運輸委員	小枝 一雄君	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する 法律案	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関 する特別措置法案
同	金井 元彦君	予算委員	田中 茂穂君		
同	中西 一郎君	同	安田 隆明君		建設委員会に付託
議院運営委員	岩動 道行君	同	玉置 猛夫君	法務委員会に付託	
同	林田悠紀夫君	議院運営委員	今泉 正二君	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を 求めるの件	本日内閣から予備審査のため左の議案が送付され た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
同	田中 茂穂君	同	志村 愛子君		一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改 正する法律案
同	玉置 和郎君	同	木村 睦男君	商工委員会に付託	内閣委員会に付託
同	久次健太郎君	同	若林 正武君	本日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を委員会に付託した。	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する 法律案
同	安田 隆明君	同	梶木 又三君	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸 棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と 大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する 法律案
同	玉置 猛夫君	同	金井 元彦君		
本日議長において、常任委員の補欠を左の通り指 名した。		同	中西 一郎君		

法務委員会に付託

本日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(村山富市君外九名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(田口一男君外九名提出)

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外四名提出)

本日委員長から左の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

法律案可決報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件議決報告書

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

正する法律案可決報告書

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

大蔵委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

通信委員会請願審査報告書(第一号)

社会保障制度等に関する調査報告書

労働問題に関する調査報告書

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

本日議院運営委員長から左の件について継続審査の要求書が提出された。

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

本日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

内閣法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国土総合開発庁設置法案

公害紛争処理法の一部を改正する法律案

公害紛争処理法の一部を改正する法律案

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号 議長の報告事項

発電用施設周辺地域整備法案

電源開発促進税法

電源開発促進対策特別会計法案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認

することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を

求めるの件

本日本議院から、本院の送付した左の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受

領した。

文部省設置法の一部を改正する法律案（第七十

一回国会提出、本院継続審査）

本日本議院の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

内閣法の一部を改正する法律

国土庁設置法

公害紛争処理法の一部を改正する法律

発電用施設周辺地域整備法

電源開発促進税法

電源開発促進対策特別会計法

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

正する法律

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

法律

本日国会において承認することを議決した左の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を

求めるの件

本日本議院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

文部省設置法の一部を改正する法律

本日本議院の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

身体障害者の福祉対策に関する質問主意書（塩
出啓典君提出）

本日議院において採択した物価抑制等国民生活の

安定に関する請願書外四百四十六件の請願書は、

即日これを内閣に送付した。

本日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に

小佐野賢治君を任命することについて同意した旨

内閣に通知した。

本日本院は、閉会中左の通り委員会が審査及び調

査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に

通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関

する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに

電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関

する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する

件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に

関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十一回国会閣法第二七号）

二、内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出、第六号）

三、国の行政機関の休日に関する法律案（大出俊君外六名提出、衆法第二〇号）

出俊君外六名提出、衆法第二〇号）

四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（大出俊君外六名提出、衆法第二二号）

五、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（大出俊君外六名提出、衆法第二二号）

六、行政機構並びにその運営に関する件

七、恩給及び法制一般に関する件

八、国の防衛に関する件

九、公務員の制度及び給与に関する件

一〇、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び檢察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設

立する条約の締結について承認を求めるの件（条約第一二号）

二、千九百一十二年六月二日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件（条約第二二号）

三、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件（条約第一三三号）

四、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百一十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベル

ヌで補足され並びに千九百一十八年六月二日にローマで、千九百一十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百一十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百一十七年七月二十四日にパリで改正された千八百一十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件（条約第一五号）

五、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、銀行法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外九名提出、第七十一回国会衆法第四一号）

二、昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案（武藤山治君外五名提出、衆法第七号）

三、所得税法の一部を改正する法律案（山田耻目君外三名提出、衆法第八号）

四、臨時資産税法案（村上弘君外三名提出、衆法第一三三号）

五、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（武藤山治君外六名提出、衆法第二五号）

六、公共企業体職員等共済組合法等の一部を

改正する法律案(武藤山治君外六名提出、

衆法第二六号)

七、国の会計に関する件

八、税制に関する件

九、関税に関する件

一〇、金融に関する件

一一、証券取引に関する件

一二、外国為替に関する件

一三、国有財産に関する件

一四、専売事業に関する件

一五、印刷事業に関する件

一六、造幣事業に関する件

文教委員会

一、学校教育法等の一部を改正する法律案

(西岡武夫君外三名提出、第七十一回国会

衆法第五七号)

二、文教行政の基本施策に関する件

三、学校教育に関する件

四、社会教育に関する件

五、体育に関する件

六、学術研究及び宗教に関する件

七、国際文化交流に関する件

八、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君

外九名提出、衆法第六号)

二、看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関

する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法

第四三三号)

三、厚生関係の基本施策に関する件

四、労働関係の基本施策に関する件

五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福

祉及び人口問題に関する件

六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策

に関する件

農林水産委員会

一、国が行なう民有林野の分収造林に関する

特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第七

十一回国会衆法第一七号)

二、農業振興地域の整備に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第八四号)

三、農林水産業の振興に関する件

四、農林水産物に関する件

五、農林水産業団体に関する件

六、農林水産金融に関する件

七、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律の一部を改正する法律案(多賀谷

眞稔君外三十五名提出、衆法第三六号)

二、中小企業者の事業分野の確保に関する法

律案(中村重光君外九名提出、衆法第三七

号)

三、通商産業の基本施策に関する件

四、中小企業に関する件

五、資源エネルギーに関する件

六、特許及び工業技術に関する件

七、経済の計画及び総合調整に関する件

八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

九、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、航空法の一部を改正する法律案(内閣提

出、第七十一回国会衆法第八八号)

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

七、海上保安に関する件

八、観光に関する件

九、気象に関する件

通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件

四、電気通信に関する件

五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、建築基準法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七五号)

二、都市再開発法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八一号)

三、宅地開発公団法案(内閣提出第四三三号)

四、大都市地域における住宅地等の供給の促

進に関する特別措置法案(内閣提出第九一

号)

五、住宅基本法案(北側義一君外一名提出、

第七十一回国会衆法第二五号)

六、建設行政の基本施策に関する件

七、国土計画に関する件

八、地方計画に関する件

九、都市計画に関する件

一〇、河川に関する件

一一、道路に関する件

一二、住宅に関する件

一三、建築に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算

昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算

昭和四十六年度国税収納金整理資金受払
計算書

昭和四十六年度政府関係機関決算書

二、昭和四十六年度国有財産増減及び現在額

総計算書

三、昭和四十六年度国有財産無償貸付状況総
計算書

四、

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算

昭和四十七年度国税収納金整理資金受払
計算書

昭和四十七年度政府関係機関決算書

五、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額

総計算書

六、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総
計算書

七、歳入歳出の実況に関する件

八、国有財産の増減及び現況に関する件

九、政府関係機関の経理に関する件

一〇、国が資本金を出資している法人の会計
に関する件一一、国または公社が直接または間接に補助
金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付
金、損失補償等の財政援助を与えているも
のの会計に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事
項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、公害対策基本法案（中島武敏君外一名提
出、第七十一回国会衆法第一八号）二、大気汚染防止法の一部を改正する法律案
（中島武敏君外一名提出、第七十一回国会
衆法第一九号）三、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
（中島武敏君外一名提出、第七十一回国会
衆法第二〇号）

昭和四十九年六月三日 参議院会議録第二十五号

議長報告事項

昭和四十九年六月三日 参議院會議録第二十五号

九三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

（送料別）

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（六外）